

琵琶湖アーバンリゾート I 番館管理組合指定掲示板使用規則

琵琶湖アーバンリゾート I 番館管理規約(以下「管理規約」という。)第18条に基づき、次の通り琵琶湖アーバンリゾート I 番館内の建物に居住する団地建物所有者、その家族及び賃借人等の占有者(以下「区分所有者等」という。)に対する管理運営に関する事項の通知、又は居住者等の日常生活上において必要な情報を通知するため、「所定の掲示場所」として管理組合指定掲示板(以下「指定掲示板」という。)を設置し、その使用方法について管理組合指定掲示板使用規則(以下「使用規則」という。)を定める。

第1条(指定掲示板の設置場所)

1. 指定掲示板は、原則として本建物内の1階の見やすい場所に琵琶湖アーバンリゾート I 番館管理組合(以下「管理組合」という。)が設置するものとする。ただし、指定掲示板のサイズは、各建物の設置場所により相違するものとする。
2. 指定掲示板は、必ず「管理組合指定掲示板」と表示するものとする。

第2条(使用許可基準)

指定掲示板を使用できる掲示物の許可基準は、次の通りとする。ただし、次に掲げる基準を満たしていなくても、管理組合が掲示を許可すべきと判断したものについては特例により掲示を許可する場合がある。

掲示物

サイズは「A3判以下」とし、全ての指定掲示板を使用できるもの。

- ①管理組合理事会からの通知
- ②管理会社、管理棟からの通知
- ④市や警察署、消防署等の公共機関(公共や防災の目的であれば市上下水道事業所、電力会社、電話会社も含む)からの通知

第3条(使用申請)

指定掲示板の使用希望者は、掲示物の原本を管理組合に申請をしなければならない。

第4条(使用許可)

1. 指定掲示板の申請につき、申請の内容により、管理組合の理事長、又はその代理の理事が許可又は不許可の決定をするものとし、不許可の場合は申請者に対し、その通知をするものとする。
2. 使用を許可する場合でも、掲示物のサイズ、配色、記載内容等、申請内容の一部変更を求める場合がある。
3. 指定掲示板の使用を不許可とする例として、次のものを掲げる。
 - ①営利を目的とするものの通知
 - ②企業等が行う販売会、展示即売会等に類する営利行為の通知
 - ③企業等の求人を目的とする通知
 - ④内職等の募集を目的とする通知
 - ⑤私立の学校、幼稚園等の児童、生徒、学生或いは園児の募集を目的とする通知
 - ⑥公共目的でないコンサート、映画、演劇等の通知
 - ⑦宗教、政治、思想等に関する通知
 - ⑧特定の居住者等に利害が生じる恐れのある通知
 - ⑨不要品を第三者へ有償で譲渡を希望する旨の通知、又、有償無償を問わず譲り受けたい旨の通知

⑩掲示物の基準を満たしていても、掲示するに耐え難い内容の通知、又は公序良俗に反する内容の通知

第5条(使用期間)

指定掲示板の使用期間は、許可日(目安として申請日の3日後)の翌日を初日とし、原則として7日を限度とする。ただし、使用期間は、その内容及び目的等の事由により、延長を許可する場合がある。

第6条(使用料)

指定掲示板の使用料は、原則として無料とする。

第7条(容認事項)

使用規則第2条の掲示物については、指定掲示板以外の次の場所の全て又は一部に掲示することを許可する場合がある。

- ①建物内のエレベーターかご内
- ②ガラス面及び壁面

第8条(使用規則の改廃)

使用規則の改廃は、管理規約第52条第2項に定める通常総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(付則)

第1条 この使用規則は、2011年7月31日の通常総会において承認された時点より効力を発するものとする。

以 上